

## 宝塚市カラスによる被害の防止に関する条例（案）の解説

### （目的）

第1条 この条例は、宝塚市環境基本条例（平成8年条例第23号）第7条の規定に基づき、給餌によるカラス被害の防止について必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境を保全することを目的とする。

### 【趣旨】

本条は、この条例の目的を定めたものです。

### 【解釈】

この条例は、本市の環境行政を推進していく上で基本となる宝塚市環境基本条例に定める基本方針に基づく施策として、給餌を目当てに集散するカラスによる市民に対する被害を防止するために必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境を保全することを目的としたものであることとしています。

### 宝塚市環境基本条例（抜粋）

#### （基本方針）

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 環境への負荷が少ない自立・循環型のまちづくり
- (2) 生態系を育くむまちづくり
- (3) 安全で健全かつ快適・文化的な環境のまちづくり
- (4) 地球環境の保全に貢献するまちづくり
- (5) よりよい環境へ市民皆で取り組むまちづくり
- (6) 環境を守り育てる仕組みを確立したまちづくり
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その他良好な環境の保全及び創造に資するまちづくり

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 本市の区域内（以下「市内」という。）に居住する者、市内に滞在する者（市内を通過する者を含む。）及び市内において事業活動を行う全ての者をいう。
- (2) 給餌 自ら所有せず、かつ、占有しないカラスに餌を与えること（餌を目当てにカラスが集散することを認識しながら、カラスが餌を食べることができる場所に餌を置き、又は放置する行為を含む。）を継続し、又は反復して行う行為をいう。
- (3) カラス被害 給餌を目当てに集散するカラスによる次のいずれかのものにより、当該給餌が行われた場所の周辺地域において、市民等の身体、財産又は生活環境に著しい被害が生じていると認められる状態であって、複数の市民等から市長に対する苦情の申出等により、市民等の間で当該被害の発生が共通の認識となっていると認められる状態をいう。

- ア 給餌を目当てに集散するカラスの鳴き声その他の音
- イ 給餌を目当てに集散するカラスのふん尿その他の汚物が放置された状態又はそれらから発生する臭気
- ウ 給餌を目当てに集散するカラスの羽毛の飛散
- エ 給餌を目当てに集散するカラスの攻撃、威嚇及び破壊行為

**【趣旨】**

本条は、この条例で用いる用語の定義を定めたものです。

**【解説】**

- 1 「市民等」には、市内に居住する人だけではなく、観光、旅行又は業務等により市内に一定の時間とどまる人、市内に在勤又は在学する人、及び目的地へ向かう移動の過程において、一時的に市内を通過するに過ぎない人を含みます。
- 2 「給餌」には、積極的に餌を与える場合だけではなく、動物が食べていることを認識して、動物が食べることが可能な場所に餌を置いた場合も含まれます。
- 3 「カラス被害」とは、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する事実があることをいいます。
  - (1) 次のいずれかに該当する事実があること。
    - ア カラスの鳴き声その他の音
    - イ カラスのふん尿その他の汚物の放置及びそれらから発生する臭気
    - ウ カラスの羽毛の飛散
    - エ カラスの攻撃、威嚇及び破壊行為
  - (2) 周辺地域において、市民等の身体若しくは財産又は生活環境に著しい被害が生じていると認められること。
  - (3) 複数の市民等から市長に対して苦情の申出があるなど、市民等の間で被害の発生が共通の認識となっていると認められること。

**(市の責務)**

**第3条** 市は、市民等の理解と協力の下、この条例の目的を達成するために必要な施策（以下「施策」という。）を推進しなければならない。

- 2 市は、この条例の規定に違反する疑いがあると認められる行為について市民等から申出を受けたときは、その内容について調査を行い、この条例の定めるところにより必要な措置をとらなければならない。

**【趣旨】**

本条は、第1条に規定する目的を達成するために必要な、市の責務を定めたものです。

**【解説】**

市は、カラス被害を発生させないために必要な施策を推進する義務を負うこととしています。なお、当該施策の推進は、市民等の理解と協力の下で行われることを要件としています。

市が行う施策としては、カラス被害の防止のための市民等への啓発、対策の調査及び研究等が考えられます。

市は、第5条に規定する禁止行為又は第6条第1項に規定する回収義務に違反する行為があった場合は、当該違反行為に係る市民等からの申出等に基づき、立入調査、勧告、命令及び公表等の必要な措置をとるべき権限を有し、義務を負っています。

**(市民等の責務)**

**第4条** 市民等は、良好な生活環境の保全に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

**【趣旨】**

本条は、市民等の責務を定めたものです。

**【解説】**

市民等は、自主的に良好な生活環境の保全に努めるとともに、第3条に規定する、市が実施するカラス被害を発生させないために必要な施策に協力しなければならないこととしています。

**(給餌によるカラス被害の禁止)**

**第5条** 市民等は、給餌によりカラス被害を生じさせてはならない。

**【趣旨】**

本条は、カラス被害に係る市民等の禁止行為を定めたものです。

**【解説】**

本条に規定する禁止行為は、単に給餌だけをもって禁止行為とするのではなく、給餌を行った場所の周辺地域においてカラス被害を生じさせる結果の発生を要件としています。すなわち、給餌とカラス被害を生じさせる結果との間に因果関係があることが必要となります。

**(回収義務)**

**第6条** 給餌によりカラス被害を生じさせているときは、当該給餌をした者は、給餌による餌を速やかに回収しなければならない。

2 前項の場合において、当該給餌をした者が明らかでない場合であって、他に給餌による餌又は餌の残さを回収すべき者がいないときは、当該給餌が行われた場所を占有し、管理し、又は所有する者は、速やかにこれの回収に努めなければならない。

**【趣旨】**

本条は、カラス被害の原因となっている給餌による餌の回収について定めたものです。

**【解説】**

- 1 給餌によりカラス被害を生じさせているときは、当該カラスに給餌した者に対して、給餌による餌を回収する義務を課しています。
- 2 給餌によりカラス被害を生じさせているときにおいて、当該給餌をした者が明らかでない場合であって、他に給餌による餌を回収すべきものがないときは、当該給餌が行われた場所を占有し、管理し、又は所有する者に対して、当該給餌による餌の回収について努力義務を課しています。

(立入調査等)

第7条 市長は、第5条又は前条第1項の規定に違反する事実があると認める相当な理由があるときは、この条例の施行に必要な限度において、市長の指定する職員にその事実があると認められる土地、建物又は工作物に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により、立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときには、これを提示しなければならない。

3 関係人は、第1項の規定による立入調査及び質問に協力しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【趣旨】

本条は、この条例の規定に違反する事実があつた場合に、この条例の施行に必要な限度において、立入調査又は関係人への質問をすることができることを定めたものです。

【解説】

1 第5条（給餌によるカラス被害の禁止）又は第6条（回収義務）第1項の規定に違反する事実があると認める相当な理由がある場合には、市長は指定する職員をして、当該違反する事実があると認められる土地、建物又は工作物に立ち入って調査し、関係人に質問をすることができます。

2 本条は、職員に対して立入調査のための権限を付与していますが、この立入調査は、罰則（第12条第2項。10万円以下の罰金）により強制力が間接的に担保されているものの、関係人の了承を得て行う任意調査であるので、無断で又は強制的に実施することはできません。

3 「関係人」とは、第5条又は第6条第1項に違反する事実があると認められる土地、建物又は工作物を所有し、若しくは占有し、又は管理する者で、職員が立ち入ることに対し承諾する権限を有するものをいいます。

4 立入調査をする職員には、当該立入調査がこの条例に基づく正当なものであることを明らかにするために、身分を示す証明書を携帯することを義務付けています。

5 関係人に対しては、立入調査及び質問に協力する義務を課しており、当該義務の履行を担保するために、正当な理由がなく立入調査又は質問を拒んだ場合は罰金を科すこととなっています。

6 職員による立入調査及び質問は、この条例の規定に違反する行為について事実を確認するために行うのであり、犯罪捜査のために行うものではないことを明記していません。

(勧告)

第8条 市長は、第5条又は第6条第1項の規定に違反した者に対し、期限を定めてその違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

【趣旨】

本条は、この条例の規定に違反した者に対して、是正のための勧告をすることができます。

ることを定めています。

**【解説】**

本条の勧告は、宝塚市行政手続条例（平成9年条例第22号。以下「行政手続条例」という。）第2条第1項第7号の勧告に当たりますので、あくまでも相手の任意の協力を求めるものであることに留意が必要です。

宝塚市行政手続条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）～（6） （略）

（7） 行政指導 市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。

（8） （略）

（命令）

第9条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

**【趣旨】**

本条は、勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときに、さらに当該勧告に係る措置をとるべき命令をすることができることを定めています。

**【解説】**

第8条の規定による勧告を行い相当の期間が経過しても、当該勧告を受けた者が正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかった場合は、当該勧告を受けた者に対し、不利益処分としての命令をすることができることとするものです。

この命令は、不利益処分に当たることから、行政手続条例第13条（不利益処分を行う場合の手続）が適用され、当該命令の名宛人となるべき者に対し、弁明の機会の付与が必要となります。

（公表）

第10条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に対しその旨を通知し、かつ、その者に対し意見を述べる機会を与えなければならない。

**【趣旨】**

本条は、命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わないときに、氏名等を公

表できることを定めています。

**【解説】**

- 1 公表の趣旨は、命令を行った後、相当の期間を経過しても、なお違反を是正するために必要な措置が講じられない場合に、市民に対して、その事実を公表し、カラス被害を回避することができるようにするために必要な情報を提供するためのものであり、制裁的な意図をもって行うものではありません。
- 2 公表も、勧告と同様に不利益処分には当たらないため、事前に意見を聴くための聴聞や弁明の機会を付与することは、法的な手続きとして定められていませんが、公表自体が、事実上の不利益をもたらす場合もあり得ますので、第2項に意見を述べる機会を与えなければならない旨を規定しています。

**(委任)**

**第11条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

**【趣旨】**

本条は、この条例に規定されている事項の他に、この条例の施行に必要な事項がある場合は、別に市長が定めることを定めたものです。

**【解説】**

この条例の施行に必要な事項とは、第7条第2項に規定する証明書の様式、第8条に規定する勧告の方法、第9条に規定する命令の方法、及び第10条第1項に規定する公表の内容及び公表の方法等が考えられます。

**(罰則)**

**第12条** 第9条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。  
2 正当な理由なく第7条の立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し応答せず、若しくは虚偽の回答を行った者は、10万円以下の罰金に処する。

**【趣旨】**

本条は、この条例に規定する命令違反又は立入調査の拒否等をした者に対する罰則を定めたものです。

**【解説】**

- 1 本条の罰則は刑事罰ですので、具体の適用は刑事手続によることとなります。本条の罰則が適用される前提として、命令違反又は立入調査の拒否等が存在することが必要ですので、命令が履行されない、又は立入調査の拒否等をされた機関が刑事告発しなければ、捜査機関が当該事実を認知することは困難であると考えられます。
- 2 本条の運用に当たっては、カラス被害の防止を図るこの条例の目的を著しく害する状況にあるか、罰則適用に当たり公平性が確保されるか、といった観点を十分に考慮する必要があります。

(両罰規定)

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

【趣旨】

本条は、第12条の罰則に該当する行為をしたときの両罰規定を定めたものです。

【解説】

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第12条の罰則に該当する行為をした場合に、行為者を罰するほか、行為者ととも法人又は人も処罰する旨の両罰規定を定めています。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

【趣旨】

この条例の施行期日を定めるものです。

【解説】

この条例の施行期日は、準備及び市民等への周知に要する期間を公布後3カ月間以内として、規則に委任しています。